連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

次のとおり変更したので、電気通信事業法第116条の２第７項の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変　更　前	変　更　後
変更年月日		

注１　第40条の８の２第２項第１号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。
　２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第38の３の５（第40条の８の６第１項関係）

業務廃止届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
名称及び代表者の氏名（代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）㊞
連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第116条の２第１項の認定に係る業務を廃止したいので、電気通信事業法施行規則第40条の８の６第１項の規定により、届け出ます。

廃止しようとする年月日	
廃止の理由	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信主任技術者規則の一部改正）

第二条　電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
（帳簿） **第五十三条**　［略］ ２　法第八十一条の帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載又は記録の日から三年間保存しなければならない。 ［削る］	（帳簿） **第五十三条**　［同上］ ２　法第八十一条の帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から三年間保存しなければならない。 ３　前項に規定する帳簿は、電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存することができる。